

「全国森林計画の変更(案)」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果の概要

- 意見募集期間：平成16年4月1日～16日（16日間）
- 意見提出件数等：4件（個人から4件（電子メール3件、郵送1件））、11項目

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
1 修文するもの	0	該当意見なし
2 趣旨を取り入れ ているもの	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安林整備臨時特別措置法に位置付けられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことには意義がある。 ○ 森林所有者が適切な森林整備保全を怠った場合、他の者が代わって施業を行うような制度を設けるべき。
3 趣旨の一部を取 り入れているもの	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者には自ら所有する森林を適切に管理する義務があることを広く周知した上で、私有林の治山は、税金を使わず、民間資金で行うべき。
4 今後の検討課題 等	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温暖化問題の対応には、森林の倍増化が急務であり、企業による立木の所有の義務化や立木（森林）の証券化制度など新たな方策を検討するべき。

1 意見の提出状況

【提出者別の意見数】

個人	4件
----	----

【提出方法別】

電子メールによるもの	3件
郵送によるもの	1件
計	4件

【意見の項目数】

全	3項目
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	0項目
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	0項目
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	0項目
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	0項目
V 森林施業の合理化に関する事項	0項目
VI 森林の土地の保全に関する事項	8項目
VII 保安施設に関する事項	0項目
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	11項目
計	11項目

2 意見の処理結果の概要

修文するもの	0項目
趣旨を取り入れられているもの	5項目
趣旨の一部を取り入れられているもの	4項目
今後の検討課題等	2項目
計	11項目

【「今後の検討課題等」の内訳
記述・表現ぶりに関するもの 1項目
その他政策提案等 1項目

- 1: 修文するもの
- 2: 趣旨を取り入れられているもの
- 3: 趣旨の一部を取り入れられているもの
- 4: 今後の検討課題等

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の考え方
VII 保安施設に関する事項	<p>2 特定保安林の整備</p> <p>保安林整備臨時特別措置法に位置付けられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことには意義がある。</p> <p>「疎開」や「うっ閉」は、「間隔が広い」や「枝葉の繁茂」などの平易な表現とすべき。</p> <p>特定保安林の指定区域を長期的に固定するのであれば、樹冠の疎密状態や林木の生育状況、下層植生といたった容易に変化する因子ではなく、傾斜など変化しにくい土地条件因子を指定要件とすべき。</p> <p>水源かん養機能の発揮を図る観点からは、浸透能を高める効果の大きい林床草本類の生育状態に着目すべき。</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>2</p>	<p>保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講じることにより、保安林の一層の機能維持を図ることとしたところ等です。</p> <p>これまでの全国森林計画や保安林整備計画における記述を踏まえ、正確で、かつ、森林・林業の用語として一般的な表現としたところです。</p> <p>特定保安林の指定は、指定の目的に即して機能していかないことと認められる保安林について、早急に施業を実施する必要があり、施業を実施することにより機能の確保が見込まれ、かつ、森林所有者等に施業を実施させることが相応と認められる箇所を対象とするものです。したがって、気候、地形、土壌等の自然的条件からみて施業が困難な箇所は、むしろその対象から除外されます。</p> <p>特定保安林の指定の際には、林床草本類を含む下層植生の生育状態等にも着目することとしてしているとこ</p>

